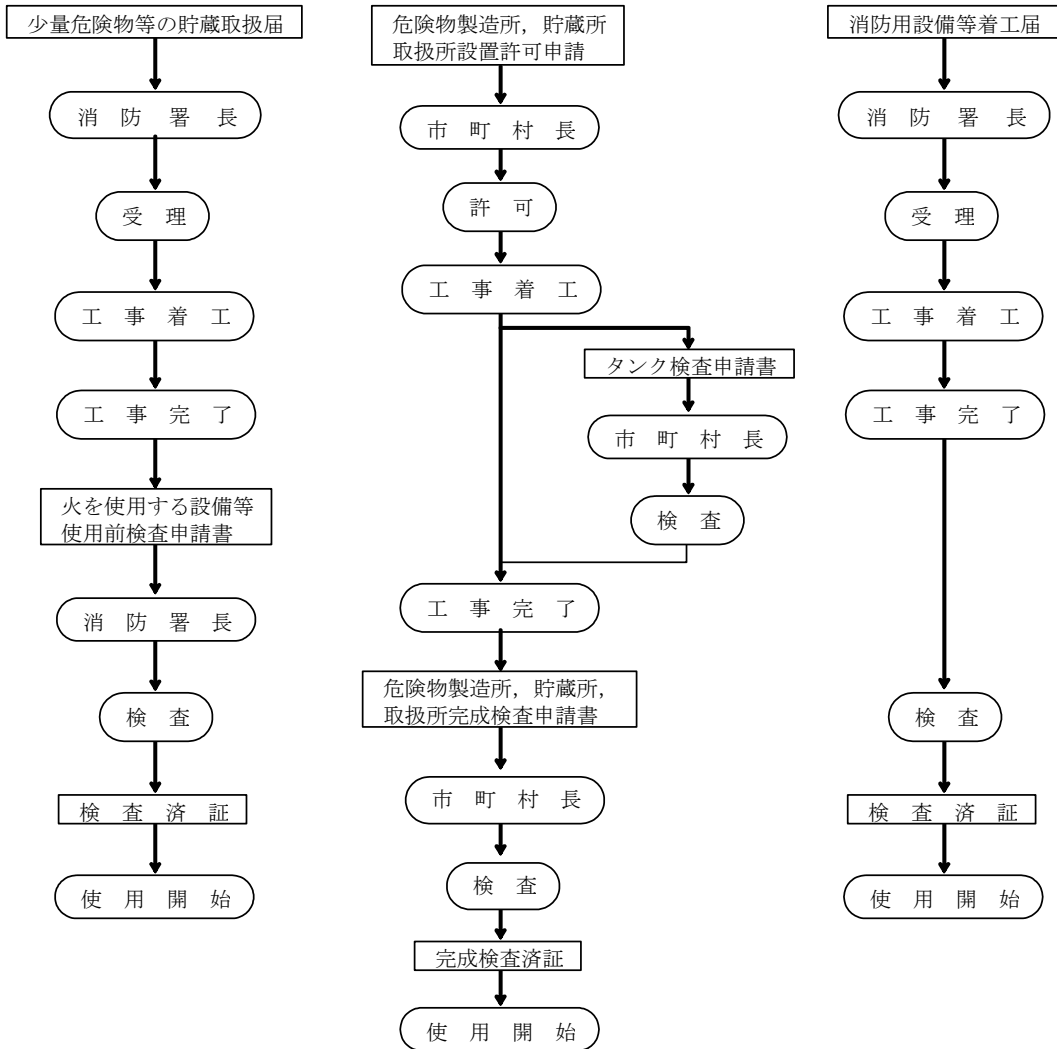
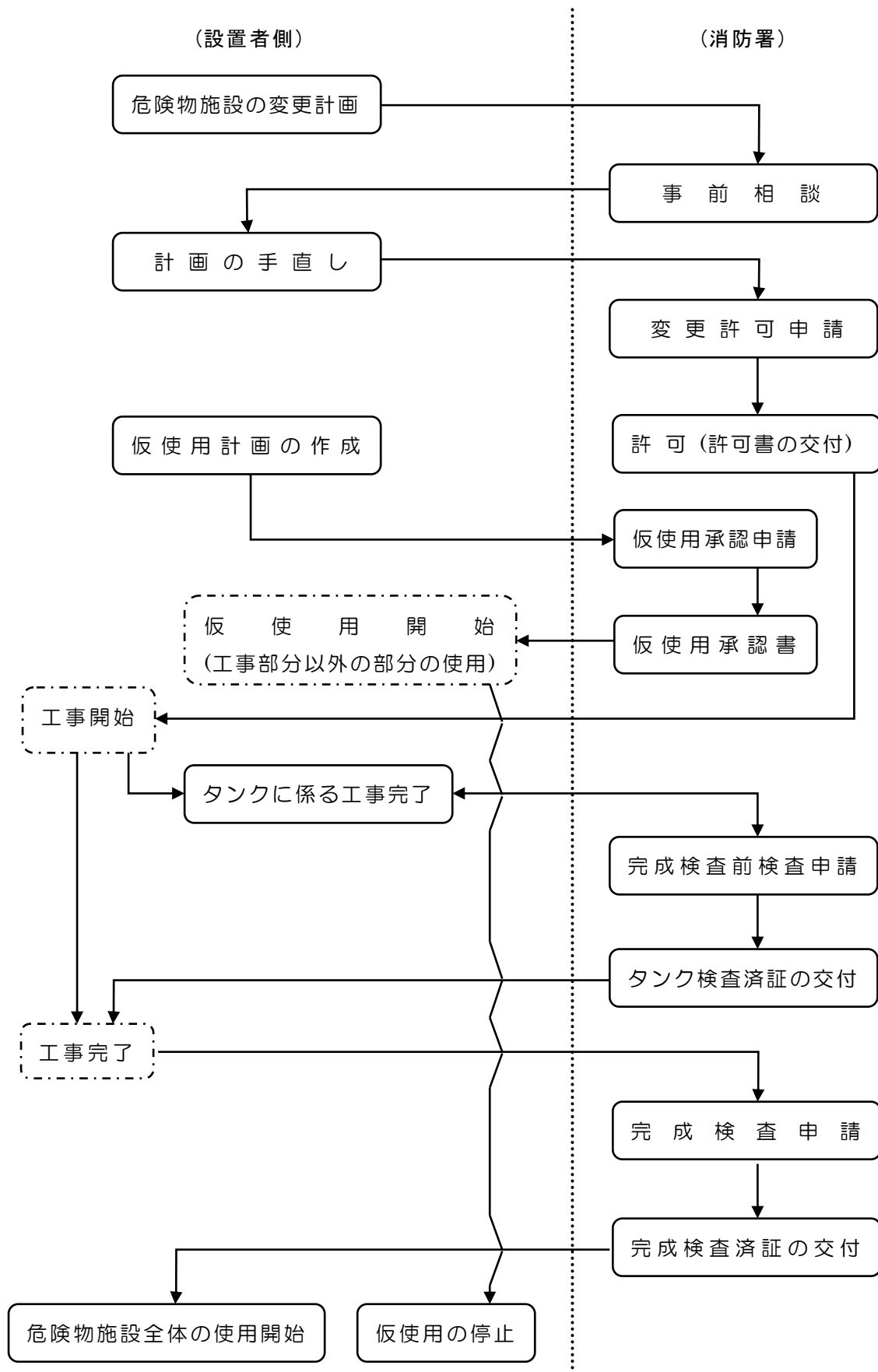


消防関係届出

危険物の手続フロー図(1)



危険物の手続フロー図 (2)



危険物取扱の届出一覧表

届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考
少量危険物等の貯蔵取扱届出書	所轄消防署 (2) (内一部返却用)	設置者	工事着手前	火災予防条例 58 条 同施行規則第 14 条	指定数量の 1/5 以上 指定数量未満
危険物製造所、貯蔵所、 取扱所設置許可申請書 ①地下タンク貯蔵所 構造設備明細書の提出 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 ②計算書等 ③位置、構造設備図	所轄消防署 正 - 1 部 副 - 1 部 (市町村長等)	設置者	工事着手前	消防法第 11 条 危険物の規制に関する政令第 6, 7 条 危険物の規制に関する規則第 4, 9 条	指定数量以上 指定数量 ガソリン 200L 灯油 1000L 軽油 1000L 重油 2000L 潤滑油 6000L
危険物製造所、貯蔵所、 取扱所完成検査申請書	所轄消防署 正 - 1 部 副 - 1 部	設置者	検査前		
消防用設備等着工届出書	所轄消防署 (1)	甲種消防設備士 (第 4 類)	工事着手 10 日前	消防法第 17 条の 12 同施行規則第 33 条 の 16	自動火災報知設備 屋内消火栓設備

(注 1) 本書類の作成及び申請等を設置者の代行として行う場合は、あらかじめ設置者より申請代理人の委任状を受けて実施する。

(注 2) 貯蔵所(タンク)の建設に当たっては、配筋等消防の中間検査がある。

騒音規制法（市町村長）関係

届出一覧表

事 項	届出書類名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備 考
特定施設を設置するときは届け出なければならない。	特定施設設置届出書 付近見取図、案内図 建物配置図 特定施設の配置図 騒音防止方法の概要 騒音防止装置図面、 表	市町村長 正＋写 (1)	設置者	工事開始 の30日 前	騒音規制 法第6条 同施行規 則第3条、 第4条	特定施設 同施行令別表第一 ・原動機出力が 7.5kW以上の空気 圧縮機及び送風機 ・木材加工機械 ・建設用資材製造機 械等
特定施設の種類数を変更するときは届け出なければならない。	特定施設の種類ご との数変更届出書	同 上	同 上	変更に係 る工事の 開始の30 日前	騒音規制 法第8条 同施行規 則第3条、 第6条	
騒音の防止方法を変更するときは届け出なければならない。	騒音の防止の方法 変更届出書	同 上	同 上	同 上	同 上	
新たに指示地域になったとき、又は施設が特定施設となったときは、届け出なければならない。	特定施設使用届出 書	同 上	同 上	指示地域に なった日か ら30日以 内 特定施設と なった日か ら30日以 内	騒音規制 法第7条 同施行規 則第3条、 第5条	
氏名、名称などを変更した時は、届け出なければならない。	氏名（名称、住所、 所在地） 変更届出書	市町村長 正＋写 (1)	設置者	変更にな った日か ら30日以 内	騒音規制 法第10条 同施行規 則第3条、 第8条	
特定施設すべての使用を廃止した時は届け出なければならない。	特定施設使用全廃 届出書	同 上	同 上	廃止にな った日か ら30日以 内	同 上	
特定施設すべてを譲り受け、又は借り受けた時は、届け出なければならない。	承継届出書	同 上	事業の 承継者	承継があ った日か ら30日以 内	騒音規制 法第11条 同施行規 則第3条、 第9条	
特定建設作業をする時は、届け出なければならない。	特定建設作業実施 届出書 (騒音) (振動)	同 上	受注者	工事開始 の7日前 までに	騒音規制 法第14条 同施行規 則第3条、 第10条	特定建設作業 同施行令別表第二 ・くい打機 ・コンクリートプラント ・15kW以上のガソ リン機関等の空気圧 縮機等